

## 第38号議案

### 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の41の項の次に次のように加える。

41の2 75歳以上の者の 運転免許更新等に係る 記憶機能及びその他の 認知機能に関する検査 に従事しようとする者 に対する講習を受けよ うとする者		1講習につき 3,850円 (講習項目のうち高齢 者と認知症の実態及び 基礎理論並びに高齢運 転者対策の概要につい て免除する場合にあっ ては、2,100円)
41の3 道路交通法第97 条の2第1項第3号イ の規定に基づく認知機 能検査を受けようとし る者		1件につき 650円

別表第1の49の項の12を次のように改める。

12 法第108条の2第1項第 12号に掲げる講習		
(1) 小型特殊自動車免許以 外の第1種運転免許又は 第2種運転免許を受けて いる者に対する講習	1講習につき 5,800円 (当該講習が法第97条 の2第1項第3号イ又 は第101条の4第2項 の規定により認知機能	

(2) 小型特殊自動車免許の みを受けている者に対す る講習	検査の結果に基づいて 行うものである場合に あっては、5,350円) 1 講習につき 2,350円
--------------------------------------	--

別表第1の51の項の2を次のように改める。

2 特定任意高齢者講習(簡 易講習)	1 講習につき 1,400円
-----------------------	----------------

別表第1の64の2の項中「16,000円」を「13,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、別表第1の41の項の次に次のように加える改正規定(同表の41の2の項に係る部分に限る。)及び同表の64の2の項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。